

## 懇談会での委員意見・傍聴者意見（アンケート）・高校生ヒアリング意見の要旨

### 条例制定の意義について

・基本条例の制定により、調布市の個性として、庁内及び市民のそれぞれの活動にどのような改善点を求めるかが明らかになることは重要である。	傍聴者	第1回
・作るからには愛着を持って、いつまでも「こういういい条例を作ってよかった」と思えるようなものを作るのが理想	委員	第2回
・文章を作ることで逆に制約を受けてしまうこともある。	委員	第3回
・きちっとした目的・理念・展望などがなく、横並びやブームということで他の自治体を模倣して制定した場合には、意味をなさないだけでなく、かえって住民の失望を買い、自治の流れに水をさすことにもなりかねない。	委員	第5回
・住民が自分の自治を意識して、その中で自分たちの持っている意識をアップするための目標になればいいと思う。	委員	第5回
・自治基本条例は、自治を行っていく上でなくてはならないものというわけではないだけに、その制定に当たっては、目的・理念・内容について広くかつ掘り下げた検討が必要	委員	第5回
・行政の意思決定全般についての基本的事項を定めるということ。まちづくりの基本方針の中心をなすものは市民の行政への参加と協働の制度的保障	委員	第11回
・基本計画（総合計画）と基本条例をどう位置づけるかについては、基本条例は基本計画の実現のための基本的な方針規定ではなかろうか。	委員	第11回
・住民自治というものの形態には一般的なものがあるが、「議会と市民、そして執行機関がどの様に協力しあい、監視しあい、牽制しあうのか。」その方法をしっかりと研究して調布市の特徴を出すことが大切である。その特徴を実体化する為の手続き法としての基本条例を考えることが大切である。	傍聴者	第11回

### 調布らしさについて

・調布のどこを大事にしていくのかを考えたい	委員	第1回
・他市の事例研究からだけでは生まれない「調布らしさ」の大胆な提案が必要	委員	第2回
・基本条例はある程度抽象的にならざるを得ない。内容をなるべく実効的にしていくことも大切だが、それと同様に大事なものは策定プロセスに市民がどれだけ関われるか、その中で、自治意識や帰属意識、地元への愛着の気持ちを育てることではないだろうかと感じた。内容面のみならず、プロセス面で調布市としてのオリジナリティを追求していくという道もあるのではないか。	傍聴者	第5回
・内容がどこも同じことが書いてあるとか、独自のものが出せないのは当たり前のこと。	委員	第6回
・あまり調布らしさを考えるより、シンプルなものを作ったほうがいいのではないか。	委員	第6回
・「調布らしさ」として、市民参加プログラムの規定化 民間と比較しても遜色のない効率経営 最高規範性（他市区よりも明確な表現） 調布の文化・伝統等の維持・継承などを盛り込んで欲しいと思う。	傍聴者	第10回

#### 条例の文体・簡潔性について

・簡潔でわかりやすい基本になるような考え方をこの条例に盛り込んで、若者が「調布は結構面白いらしいよ」という方向にしていきたい。	委員	第2回
・この条例は小学校3年生ぐらいに読み聞かせできるような条例でなければいけないと思った。	委員	第3回
・読みやすく、しかも読んで美しい響きで。	委員	第3回
・「読んで美しい条文、条例」「聞いてよくわかる条文」	委員	第3回
・条文数は少ないほうがのぞましい。	委員	第4回
・具体的なことは個々の条例に任せるとはっきり述べる。	委員	第10回
・あまり細かいことを書くのではなく、原理原則を書くことが第一であろうということ。	委員	第12回
・わかりやすくとか簡単にということが強調されているが、条例として取り組むなら、「ここに書いてある」と言えるような整ったものがほしい。ひとつのものに対する見方も人によってちがっている。はっきりさせるべきところはくどくどでも書くべきである。	委員	第12回

#### 法令との関係について

・国の法令で規定している事項について、自治基本条例で重ねて規定する場合には、角度を変えて規定するような工夫を行うとともに、少なくともそれによって国の法令との関係で矛盾や混乱を生じさせるようなことはないようにすべきである。	委員	第5回
・条例に罰則規定を設けるときは、地域づくりをする上で、国の法令上欠けている事柄について、市民にどうしても守ってもらう必要の範囲の必要最小限で規定するべきである。	傍聴者	第6回

#### 他の条例との関係について

・子ども条例、男女共同参画、まちづくり等単発的な条例をどう取りこんでいくか考えなければならない。	委員	第3回
・既に個別の条例や規則で定めていることと重ねて基本条例で定めるというのは問題がある。	委員	第9回
・個々の個別条例は、各条例の目的条文を確認していく必要がある。自治基本条例は、それらを尊重するものである必要がある。	傍聴者	第9回
・各個別条例は成立時期が異なる。時代に合った個別条例を実現する為には、統合や分離などの整理が必要となるであろう。それは、この様な整理の継続的な必要性を基本条例にもりこむ必要があることを意味する。	傍聴者	第9回
・基本条例には、行政運営の基本原則、市民の権利、参画・協働、情報公開等について規定されるが、基本方針や理念が示されるものであり、これらの実現のためには、個別の条例や実施のための手続き規定を必要とする。	委員	第11回

#### 前文について

・前文はおくとしても簡潔なことがのぞましい。	委員	第4回
・（前文については）条例を住民により身近なものにする試みとして評価されるべきであろうが、あまりに独創的な試みや情緒的な表現は条例の正確かつ整合的な解釈を困難とするおそれもある。	委員	第5回
・前文に調布の自然・歴史・伝統を謳うことには抵抗感はないが、調布市民に市民としての自覚と誇りを持たせる内容が必要と考える。	傍聴者	第10回
・前文の中に深大寺はシンボリックなものとして逃すことができないのだろう。	委員	第10回
・映画については、明日につながるような発信ができないか。	委員	第10回
・深大寺、そば、植物園が一体となって相乗効果になっている。調布のひとつの売りだろう。	委員	第10回
・野川は調布市にとっては重要な川だと思う。	委員	第10回

最高規範性について

・ 他の条例や、基本構想との関係をきちんと考えておかなければいけない。	委 員	第 4 回
・ 住民自治の観点から自治体の組織・運営・活動に関する基本事項、あるいは自治体の今後のあり方に関するいわばグランドデザインについて定めるものであり、地域の条例の中心・頂点に位置する。	委 員	第 5 回
・ 自治基本条例も、条例として定められる以上は、他の条例よりも上位にあるとは言い難い。	委 員	第 5 回
・ 「最高規範である」と書くことはできるが、法的な効果があるものではない。	委 員	第 5 回
・ 重みを確保するために自治基本条例の制定改廃について議会における特別多数や住民投票など、手続きを加重することの可否も、地方自治法との関係で問題となっている。	委 員	第 5 回
・ 作るなら、「最高法規性」を目指したいと思う。これを前提とすれば、齟齬をきたすところがある条例には手直しも視野に入れることになると思う。	傍聴者	第 6 回
・ 難しく考えなくてもいい。基本条例が作られれば、例規にある個々の条例は基本条例をもとに作られたということになる。条例を変える、要綱を変えるということが、とりもなおさず、基本条例に即した形に改正され、制定されということになっていく。基本条例ひとつができることで、市政全体にまとまりが出てくる。	委 員	第 7 回
・ まちづくりについて、オンブズマン、市民参加についてなど、すでにあるものを整理して統合性を持たせたい。	委 員	第 9 回
・ 基本条例であっても、他の条例と同等であることは再認識する必要がある。定められた内容が、後からできた条例と矛盾する場合は、後者が優先することもある。	委 員	第 1 1 回
・ 正面きって「最高規範」というのは、無理があるのではないかというのはいくよくわかる。自治基本条例の下に個々の分野の基本条例があって、その下に個別の条例があるという見取り図が示されるように。	委 員	第 1 1 回
・ 上位性について書くか書かないかは、全体を考えた後で、表現や必要性を考えてもよいだろう。	委 員	第 1 1 回
・ 最高法規性以外にも、法というものは、その中に改正条項を盛り込むことが当然だと考える。ただし、最高法規ということで、他の条例の改正条項よりも改正を難しくすることが考えられる。そこに、調布らしさを出すこともひとつの基本条例作りにつながる。	傍聴者	第 1 3 回

### 市民と住民の定義について

・どの条例も「住民」と「市民」を使い分けている。いずれの用語を使い、定義するかが問題となる。	委員	第5回
・他の自治体を見ても「市民」は広い範囲とされている。調布に関わる人たち（住民票がなくても）も市民としてはどうか。	委員	第15回
・市民の定義については、調布市以外の高校生等も市民として認めて欲しい。	高校生	ヒアリング
・（市内に住んでいないので）市民としては認めてくれなくてもよいが、情報提供はしてほしい。	高校生	ヒアリング
・自治基本条例に対して発言する権利があるのは住民票を有する人たちであろう。その他の人たちは、参加できるものがあれば参加してもらおう。住民投票でも、住民以外は参加できない。	委員	第11回
・「市民」は2つ意味があって、住民基本台帳にのっている選挙権をもっている市民。もうひとつは、政治学的用語として、主体的、能動的な意志を発揮するという一般的な、調布市にいる、そこを生活の拠点とする人を想定している。注意しなくてはいけないのは、基本条例の中では、意を用いる必要がある。ゆるく考えないと作業が困難であるし、ほかの条例がどうなっているがチェックしてみなくてはならない。	委員	第11回
・住民登録に準じて「住民」、その他のものは市民	委員	第12回
・市政に参加できるのは、住民で無ければいけないし、住民投票などは言うまでもない。だが、排除するのではなく、可能なものについては入ってもらおう。住民自治というのはそういうものではないのか。	委員	第12回
・住民という言葉は使わず、「市民」で統一している。住民というのはピンと来ないので市民としている。	委員	第12回
・どこかの文章の中で、事業者、事業所についても市政に意見を述べることでできるとか、確認しておく必要があるのかなと思う。働いている人のほとんどは住んでいない。でも、調布の中ではそれなりの実績を持っている。市民以上に調布に愛着を持っている事業所もある。調布に愛着を持っている、そういう人たちを認めてあげることが大事。	委員	第12回
・「住民」は地方自治法でいう「住民」としてはどうか。	委員	第13回
・住民の定義についての議論がありました。市民か住民かについて、憲法にある住民を基本に置いてという考え方について理解はできます。しかし、他市でもあるように、まちにかかわる人をどうとらえ、どんなまちづくりを実現していきたいか、という視点から考えると、今まで市内在住・在勤・在学の方を市民と定義し「市民」ということばを広く活用し、考え方の基本に置いてきたものとしては、違和感があります。この点については広い議論をさらにつみ重ね、決定すべきではないかと考えます。現時点では、三鷹、多摩等が定義している市民についてのほうが、私は違和感なく受け止めることができます。	傍聴者	第13回
・政治的的市民説と社会的市民説があり、関係する人を含めるかどうかはケースバイケースではないか。	委員	第15回

### 事業者について

・「住んでいる市民」「住民票がある市民」だけを「住民」とするのではなく、まちを構成する会社も、店も、そこで働いている人も「住民」「市民」とすることが、まちの形成や、全体的なことを考えるときによいと思う。	委員	第8回
・「企業」の扱いを考えたい。	委員	第8回
・「企業」というより「事業者」といったほうがいい。	委員	第8回
・基本条例でどの程度企業を位置づけるか。企業もそれなりの税金を納めているので重要だと思う。	委員	第9回
・市民も住民もいまの時点では意識していない。場合によっては、市民の中に事業者を含めるし、従業員を含める場合もある。定義は考えておらず、居住者として考えている。	委員	第11回

## 市民参加のあり方について

・昔から調布のまちを大切にし、まちの基礎を築いてきた方々の知恵に学びながら新しい住民の新しい風と共に、市民参加の今ある姿がベストなのかを共に考えていく必要がある。	委員	第2回
・市民の意見を行政に反映する（役所だけで決めないでほしい）。	委員	第3回
・できることは自分たちでやろうじゃないかという市民参加があっただけでいい。	委員	第3回
・役所ではなく市民レベルでやったほうが良い活動がある。	委員	第3回
・市民と行政の間に、その考え方に温度差があることは立場が違うのだから、当然のことと考える。ここで大切なことは、「どうしてどの様な立場であるとその様に考えるのか」を市民と行政の双方が理解するように努めることである。そこから互いの理解と、市民と行政の協働が始まると考える。	傍聴者	第6回
・施策は行政が作って、結論が出ているものに対してアリバイ作りの市民参加を求められるのではなく、市民が企画したものを行政がやるというようなことが織り込めないかという思いがある。	委員	第11回
・市民参加という名前は飛び交っているが、ほんとうに市民参加で行っているのか疑問。市民参加が重要なテーマであるということは言うべき。	委員	第12回
・事務局が案を出すのが、案から市民参加でやっていきたい。事務局が案を作ると、それでいいのではないかということになりがち。事務局の案に反対するには勉強しなければならない。案があるとそちらに流れがちであるから、作る段階、企画の段階から市民参加でやるのが大事	委員	第12回
・もっと情報を出しなさいとか、計画策定に当たっては、事前に発表するとか、情報公開を盛り込んでいくことによって住民参加が機能していくのではないかと。すべてについて住民参加ではない。重要なものについての積極的な情報公開が必要ということ	委員	第12回
・市民参加については、委員会等の委員選出の際、公募は重要だと思う。	委員	第13回
・市の目指す「協働のまちづくり」に市民参加は欠かせませんが、自治を認識し、自分たちのまちの事は自分たちで決める。評論家としてではなく。その為にはまちを支える事にも参加する。自立した市民を創出していく為の場の設定も必要ではないかと思えます。	傍聴者	第14回
・市政や自治について、今の時代は市民がすべてできるわけではない。議員や市長を選んで代わりにやってもらっている。市民参加といっても、全部やるのは無理がある。	委員	第14回
・市民参加をしても、市民が言ったことを100%受け入れてもらえることが難しく、最終的な決定は議会がするものなのではないか。	委員	第14回
・情報公開して、知恵を出し合うのも市民参加。情報を公開しないから問題になる。	委員	第14回

## 協働について

・協働とは、立場の違う者が、それぞれの立場でしかできないことを主として行うことにより、生産（価値あることを生み出す）行為を共同で行うことではないか。	傍聴者	第3回
・「協働」という言葉はもともとなかった。役所が市民に手伝って欲しい、あるいは市民も一緒にやっていくという、ある意味「逃げ」の言葉にとっている部分もある。	委員	第4回
・「参加」というのは、どうしても法的な枠組みがある。最終的な、法的な決定機関はどこかというのがあるから、参加論はそういう宿命を持っている。だから、日本では参加論の先に「協働」という概念が出てくる。それはパートナーシップ的な活動で、法制的にはいかんともしがたい。	委員	第4回

### 市民参加の担保について

・住民自治基本条例であるならば、市政に対して市民がどうやって関与するのかの担保になるのではないかと。	委員	第3回
・基本条例とは別に（市民参加について）条例化が必要であることは、謳っておく。	委員	第4回
・市民参加を担保するために、いろいろな市計画や市条例の制定をうためのルールづくりとしての自治基本条例にこれを入れることは大切である。	傍聴者	第6回
・市民参加プログラムがあるが、法的にそれを保障するものがないので、条例として織り込んで考えたい。	委員	第10回
・協働と参画を念頭において、市をどう運営していくかが、条例の中身に書くべきことである。	委員	第10回
・この条例を作ろうということ自体が、市民が参加する権利を持って参加しようという話だと理解している。だから個々の問題について、あの文章だけでいいか悪いかはあるが、具体的な内容を細かく書いていくということには賛成できない。そもそも条例を作ろうということ自体が、市民の参加を促進し、もっと市民と議会と市が一体となってやっていくということを書いていくためのものだと考えている。議会や市民のなすべきことを書いていくことが、全体として市民参加ということにつながるのではないかと思う。	委員	第12回
・別途より具体的な「住民参加条例」を制定せざるを得ないと考えている。この基本条例で細かいことを視野に入れるのは難しい。	委員	第14回

### 権利と責務について

・住民自治基本条例の中に盛る内容として「権利と義務」「権利と責任」についての言及があったが、この条例の中では市民の権利を謳うと同時に、それだけでなく、当然に「市民の責任」は定めるべき事項であると思う。他市の例では、「市民は自らの発言と行動に責任を負う」と謳っている。	傍聴者	第3回
・条例案づくりでは、権利と義務のバランスを取るのには相当むずかしい作業	委員	第3回
・住民の権利に関する規定については、条例で規定することの妥当性や意味・効果などが十分に検討される必要がある。特に、権利は、条例で権利と規定すればそれだけで権利となるわけではないことに留意すべき。	委員	第5回
・市の出す情報に手を伸ばすのは市民の義務というのも出せるとよい。	委員	第9回
・基本は市民であり、市民でない人に権利があるはずはないと考える。	委員	第9回
・市民であれ事業者であれ「権利と義務」はそれを負いながら協力してやっていくということ	委員	第12回
・調布市内で通用する権利として条例で定めれば、それは権利。どういう場面でその権利が有効になるのか、侵害されたらどうするか、仕組みを作らなくてはならない。	委員	第12回
・「住民の責務」が議論になったが、条例で市民参加等の権利を定める限り、権利と責務は表裏一体であるから、「住民は自らの発言と行動には責任をもつ」と謳って欲しいと思う。	傍聴者	第13回
・権利について述べるとすれば、「住民」とするべき。広い「市民」まで権利や義務が生じることはない。まちづくりの場合の「市民」は、広く考えればよい。	委員	第13回

### 執行機関の責務について

・職員の問題については、市長の責任とか、議会との関係の中で、一般的に考えればいいのではないかと。基本条例であるから、あまり細かく入り過ぎないほうがよい。	委員	第10回
・他市の例で市長の責務とか、助役は何をしなければいけないとか細々書いているところもあるがそれは必要ないと思う。	委員	第11回

#### 市の説明責任について

・市の説明責任は盛り込みたい。	委員	第10回
・市には、問題があった場合に、解明して市民に対して報告、開示する責任があるということを条例のどこかに入れたい。	委員	第10回

#### 情報公開について

・厳しい財政状況の中で、人の幸せを実現していく為には、サンセット方式も必要になってきます。税金の使われ方の情報公開、全てに関して徹底した情報公開が、行政への信頼の一步だと考えますので、条文にも必要ではないでしょうか。これは説明責任を補完する意味からも重要だと考えます。	傍聴者	第10回
・もっと情報を出しなさいとか、計画策定に当たっては、事前に発表するとか、情報公開を盛り込んでいくことによって住民参加が機能していくのではないかと。すべてについて住民参加ではない。重要なものについての積極的な情報公開が必要ということ。	委員	第12回
・情報公開して、知恵を出し合うのも市民参加。情報を公開しないから問題になる。(再掲)	委員	第14回
・(市内に住んでいないので)市民としては認めてくれなくてもよいが、情報提供はして欲しい。(再掲)	高校生	ヒアリング

#### 議会について

・行政と市民と議会の話は非常に大事な部分	委員	第3回
・議会制民主主義が形が化している時、議会とは何かを改めて問う意味からも「議会」についての柱立は必要。議会も立法機関として、取り組む事が問われていると思います。	傍聴者	第10回
・議会の復権を謳うことは意義がある。	委員	第10回
・条例は議会で議決するもの。住民は主権者であって主役であるから、自分たちが選んだ議員から「発言と行動に責任を持って」と言われたくないのではないかと。	委員	第13回
・議会は現在の民主主義の中では、住民にとって重要な組織です。全て直接民主主義で解決できない事からも、議会は民主主義に欠かせません。市民は議会が様々な面で機能する事を期待していると思います。議員活動は活発でも、今、議会が機関として機能する事が求められていると痛感します。(ただ議会に対し、行政は情報の適時性も問われます。様々な施策に市民代表の意見が反映される為には、反映される時期に情報が提供されなければ機会を失います。) 行政と議会のやりとりの場についての今後は工夫も必要かと思えます。	傍聴者	第14回
・基本条例にしても、議員が提案する形もある。そこが今の市の行政の運営の中で問題である。本来は議会側がこういうことを考えて、懇談会は議会から頼まれてやるのが筋なのではないかと。	委員	第14回
・市議会には活性化してほしい。	委員	第15回
・議会の、役割と責務について、やはり自治の基本に市民代表の議会が存在するので、その仕事等については分かりやすく記載するほうがよいと思います。市政がどのように運営されるか、執行機関と議決機関の機能を市民に理解してもらうためにも、一考いただきたいと思えます。執行機関も同様に必要だと考えます。	傍聴者	第15回

### 住民投票について

・一般的なことを書いても、それによってすぐに住民投票ができるようになるわけではなく、住民参加できるわけでもない。もう一つ条例を作らなければ、実際には機能しない。	委員	第5回
・住民投票については、議会の議決と違う結論が出る場合があるから、よほどの場合でない限り住民投票にはかけられないだろう。	委員	第13回
・住民投票については、地方自治法の直接請求権との違いについて争点に分かれるのではないかと。行動を起こすのは住民であって議会ではない。	委員	第13回
・住民投票には参加したい・参加したくない（両方の意見があった）。	高校生	ヒアリング
・住民投票に参加する年齢は、16歳よりも下げてもいいのではないかと。	高校生	ヒアリング

### コミュニティについて

・おらかさのある地域社会	委員	第3回
・コミュニティをわずらわしいもの、付き合いでやらされるものとする市民が少ない。コミュニティ活性化の必要性を確認し、条例の理念として確認しておくことが大切。	傍聴者	第3回
・お互いに譲り合うとか、我慢しあうとか、助け合うとか、いろんなことが必要	委員	第3回
・活動する場がなければコミュニティをどうするといってもできない。公共の施設を（コミュニティ活動に）提供することが望ましい。	委員	第14回
・2つの大きな考え方がある。調布を（地域で設定して）分けてコミュニティとするもの。もうひとつはもっと流動的なもので、地域で線引きをするものではないという考え方	委員	第14回
・基本条例に書くなら市の役割（として）だろう。支援をするとしても干渉してはならない。（行政が）音頭をとっても始まらない。基本条例に書くのは支援しかない。	委員	第14回
・私の期待としては、自ら居住する地域でよりよい“まち”にするための活動を保障する規定にしていきたいと考え、そのキーワードは「自主・自立」、「安全・安心」、「人と人との連携」ではなからうかと思えます。	傍聴者	第14回

### 評価・点検機関について

・（市政が基本条例に沿って運営されているか）評価点検する住民の組織を設けたい。	委員	第8回
・頭出しして評価機関を作るのはよいが、基本条例の実施状況というものは、毎年1回ならば1回と決めて、調査しなくてはならないだろう。その制度とリンクさせないと評価のしようがない。実施状況を公表し、それを評価するべきであろうが、評価は難しい。条例について、まず今年1年間何をやったかを市に公表させ、それについてこの評価機関が評価するシステムになると思う。	委員	第15回

条例の制定過程について

・条例を作るのは議会だが、言いたいことをきちんと言って、フォローし、チェックするシステムについてもきちんと言う。	委員	第1回
・自治基本条例は市の憲法であると認識している。より多くの市民が参加し、自分たちのまちのこれからの基本を考えていくともよいチャンスだ。より多くの市民と策定作業等の過程が共有できるプロセスを提案していただきたい。そのためには策定期間を少し遅らせても意義がある。市民と共に参加協働して策定していく進め方を考えて欲しい。	傍聴者	第1回
・条例案ができたとしても、チェックシステムを構築すべきと考えている。	委員	第3回
・たたき台から市民参加で作ることを提案したい。	委員	第3回
・ひとりでも多くの市民が条例作りに何らかの形で参加し、作ってよかったと誇れるものにしたい。	委員	第3回
・自治基本条例について広く市民に周知する施策も検討してもらいたい。	傍聴者	第5回
・基本条例はある程度抽象的にならざるを得ない。内容をなるべく実効的にしていくことも大切だが、それと同様に大事なものは策定プロセスに市民がどれだけ関われるか、その中で、自治意識や帰属意識、地元への愛着の気持ちを育てることではないだろうかと感じた。内容面のみならず、プロセス面で調布市としてのオリジナリティを追求していくという道もあるのではないか。(再掲)	傍聴者	第5回
・市が中心になって条例をつくるのはよくない。大和市のように素案づくりから市民同士が議論しあって作り上げていくほうがよい。	傍聴者	第6回
・基本条例はある程度抽象的にならざるを得ない。内容をなるべく実効的にしていくことも大切だが、それと同様に大事なものは策定プロセスに市民がどれだけ関われるか、その中で、自治意識や帰属意識、地元への愛着の気持ちを育てることではないだろうかと感じた。	傍聴者	第6回
・文章よりも制定過程が大事	委員	第7回
・行政も市民参加のガイドラインである市民参加プログラムを活用して懇談会委員の方と協働して進めていく方向性を検討されてはどうか。いずれ20万市民に影響のある条例をどんな過程で進めるかについて、少しでも多くの市民が関心を持って向かい合えるような方法について検討をお願いします。急がずじっくり私たちの自治の基本になる条例制定へ向けての過程から自治を体感できるとありがたいです。	傍聴者	第7回
・この懇談会が終わったあと、もう1回公募などして、多くの人に関わってもらいたい。	委員	第8回
・3月に解散する場合、条文を作らないと、あとは行政がやるということになったら、それでできたものが我々の意図とちがったらどうするのかということ。懇談会はチェックすべきではないか。なくなってしまうのに、どういうチェックができるのか。	委員	第11回
・条例案作成作業には、監視的な意味も込めて、このメンバーの中から若干名が参加することの必要性も明記したい。	委員	第12回

条例制定後について

・住民自治基本条例も、形を整えて終わりにせず、きれいなまちや隣近所の顔の見えるまち、笑顔のあいさつが耐えないまちの実現に役立てるようになることを望む。	委員	第2回
・次世代にどう伝えるのか、どういう風にこの条例を作ればその価値を共有できるかはものすごく大事	委員	第3回